令和３年度
新規採用栄養教諭研修の手引



岐阜県教育委員会　教育研修課

初任者研修の実施にあたって

近年，学校教育を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化の進展，AI など科学技術の発展による超スマート社会（Society5.0）の到来など，急激に変化する時代の中で，子ども達がより良く生きていくために，新学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」をキーワードに，課題探究能力や主体的な学びの態度など，新しい学力観に基づいた改革が進んでいます。

一方で，子ども達の食生活や健康管理に関しては，偏食や過度のダイエット，食物アレルギーへの対応等，様々な課題が指摘されています。これらへの対応のため，栄養に関する専門性と教育に関する専門性を併せ持ち，食育の指導と学校給食の管理を一体的な職務とする栄養教諭の果たすべき役割は益々大きくなっています。

また，団塊世代の経験豊かな教員が大量退職し，それに伴う大量採用により，教員の年齢構成や経験年数の不均衡が生じており，経験豊富な教員から若手教員への知識及び技術等の伝達が困難となってきています。

このため，県では「『教員のキャリアステージ』における資質能力の向上に関する指標」を策定し，各年代や職務に応じた研修講座を準備しています。初任者研修についても，幅広い分野において専門的，実践的な内容の研修を実施します。

初任者を指導される先生方には，これらの状況も踏まえ，栄養教諭として一歩を踏み出す初任の先生方に，使命感や倫理観の醸成，食の指導に関する知識や技術など，栄養教諭としての様々なスキルを伝達いただくとともに，「自ら学び続ける教員」として研究と修養に努めて成長していけるよう，見守りながらご指導いただきますようお願いします。

また「初任者研修推進委員会」や「メンターチーム」などの校内支援体制を機能的に活用いただき，日々の実践と経験の積み重ねを通して，校内の多くの先生方が関わって，学校全体で初任の先生方を育てていただけることを期待します。

本書は，総合教育センター及び教育事務所での研修とリンクさせながら，校内での初任者研修を計画的・継続的に進めていただくための手引きとなります。教職の道を志し，希望に満ちて岐阜県の教員に採用された初任の先生方が，「教師」として子ども達に慕われ，保護者や地域に信頼される存在として活躍できるよう，それぞれ学校の特色を生かしながら，本書を有効にご活用いただけることを切に願います。

令和３年４月

岐阜県教育委員会
教育研修課長

令和３年度　新規採用栄養教諭研修（新卒者）
（小・中・義・高・特）実施要項

１　ねらい
専門職としての知識・技能を習得するとともに，児童生徒の食生活に関する現状と課題を捉え，栄養教諭としての職務を適切に遂行できる実践的指導力と教育公務員としての使命感を養い，幅広い知見を身に付ける。

２　対　象
令和３年度新規採用栄養教諭（新卒者）

３　内　容
（１）　校外研修（６日）
・県教育委員会が作成する校外研修実施計画に基づき，教育研修課が実施する。
①WEB 会議システムによる研修（各配置校で受講）（１日）
・小・中・義・養と合同で行う。
②総合教育センターにおける研修（２日）
・小・中・義・養との合同での研修と栄養教諭の職務,担う役割，学校経営への参画の在り方及び関係法規等の研修を受ける。
③研究授業における研修（１日）
・研究授業の会場校において，教科等におけるＴＴ授業の在り方について研修を受ける。
④実践的指導力向上研修（２日）
・栄養教諭から給食調理及び衛生管理の実際について研修を受ける。
・栄養教諭から食に関する指導や学級担任等との連携の在り方や実態把握の仕方等について研修を受ける。
（２）校内研修（１３日）
①当該学校及び共同調理場（以下「学校等」という。）に経験豊かな指導者を配置し，指導者を中心に他の教職員と連携しつつ指導及び助言を行う。
②研修内容は，別添を参考に，学校の実情に合わせて計画的に行う。研修項目すべてについて研修し，新規採用栄養教諭が職務を適切に遂行できるよう内容や研修時間を検討し実施する。
③配置校研修における研究授業
・配置校において実践的指導力を培うため研究授業及び授業研究会を行う。
・小中義務教育学校は，各教育事務所の担当主事と相談し実施する。
・高等学校・特別支援学校は，校長の指導の下に実施する。
・原則として，１１月までに１回実施する。
・日程に「教科，特別活動等におけるＴＴ（研究授業）」「授業研究会」「校長等による指導・助言」を入れる。
・研究授業については，事前に校長等の指導を受ける。
・配置校での研究授業の機会を食育推進の一貫と捉え，複数の教員による研修体制をとれるようにする。
・校内研修は１月中旬までに終了するようにする。

４　年間研修計画
（１）県教育委員会は，新規採用栄養教諭研修計画を作成する。
（２）校外研修については，別添「新規採用栄養教諭研修計画　（１）校外研修　全６日」のとおりとする。
（３）校長及び共同調理場長（以下「校長等」という。）は，県教育委員会が作成する研修計画に基づき，当該学校等の実情に配慮し，指導者の参画を得て校内研修実施計画を作成する。
（４）校内研修実施計画については，校外における研修との関連に配慮して，指導者を中心とする指導及び助言による研修項目及び時期，その他必要な事項を定める。

５　研修の校内体制
（１）指導者は，校長等の指導の下に，校内研修実施計画に従い，指導及び助言を行う。
（２）校長等，教頭，保健主事等は，校内研修実施計画に従い，研修項目に応じて指導及び助言に当たる。
（３）指導者以外の教職員は，校長等の指導の下に，指導者と連携しつつ，指導者の職務を補充して，

指導及び助言に当たる。
（４）校内研修指導者は，校内研修における指導及び助言の状況を把握し，系統的・組織的な研修が行われるようにする。
（５）校長等は，指導者を援助する学校全体としての協同的な体制を確立するとともに，これを校務分掌に位置付ける。
（６）校長等は，新規採用栄養教諭が校外研修を受ける間，その職務が指導者又は他の教職員によって適切に行われるようにするなど，校内体制を整備し，業務に支障のないように配慮する。

６　校内研修指導者

（１） 小中義務教育学校の校内研修指導者は，教育事務所の推薦を受け，各教育事務所が委嘱する。
高等学校･特別支援学校の校内研修指導者は,校長の具申に基づき,県教育委員会が委嘱する。
（２）校内研修指導者は，原則として栄養教諭経験者の退職者または栄養教諭で，校内研修指導者としての資質を有する者とする。
（３）校内研修指導者の任用期間は，委嘱日から翌年３月３１日までとする。
（４）高等学校・特別支援学校の校内研修指導者は，別紙　個人調書を県教育委員会へ提出する。
（５）指導内容は，別添「（２）校内研修内容」を参考に，学校等の実情に応じた校内研修実施計画に基づくものとする。
（５）校内研修指導者の勤務条件は次のとおりとする。
①学校において新規採用栄養教諭の校内研修の指導者としての職務を行う。
②任用期間において，１日４時間，１３日間の校内研修の指導を行う。（日時については学校等と校内研修指導者間で相談の上，決定する）
③校内研修指導者は，新規採用栄養教諭研修実施校校内研修指導者連絡協議会に参加する。

７　校外研修に係わる後補充のための非常勤講師

（１）新規採用栄養教諭研修の校外研修に伴い，学校の必要に応じて校外研修実施日に勤務する１名の非常勤講師を配置することができる。
（２）後補充のための非常勤講師の勤務条件は次のとおりとする。
①任用期間内において，長期休業中を除く校外研修で,１日４時間，年間６日を上限とする。
②校内研修指導者と兼ねてもよい。

８　新規採用栄養教諭研修実施校　校内研修指導者連絡協議会

＜小・中・義務教育学校＞

（１）研修内容の確認や指導方法を検討し，新規採用栄養教諭研修が円滑かつ効果的に実施できるよう，新規採用栄養教諭研修実施校校内研修指導者連絡協議会を設置する。
（２）新規採用栄養教諭が所属する校長（共同調理場に勤務する場合は共同調理場長を含む），校内研修指導者，県教育委員会関係者等で構成する。
（３）実施回数は，年１回を原則とし，教育事務所ごとに開催する。

＜高等学校・特別支援学校＞

（１） 新規採用栄養教諭研修校の校内研修指導者に対し，研修内容を徹底するとともに，実施校相互の情報交換を行い，新規採用栄養教諭研修の円滑かつ効果的な実施を図るため，年１回新規採用栄養教諭研修実施校校内研修指導者連絡協議会を開催する。
・期日　：　令和３年４月６日（火）　１３時３０分～１５時３０分
・会場　：　WEB による開催

９　新規採用栄養教諭研修実施校　校長連絡協議会（高・特）

新規採用栄養教諭研修実施状況等の聞き取りと情報交換を目的とし，年１回開催する。
・開催時期：令和３年７月～１０月（開催方法等詳細については，後日連絡します。）

１０　実施計画書及び実施報告書等の提出

（１）小・中・義務教育学校

<table>
<tr><th rowspan="2">提出文書 ＼ 提出先</th><th colspan="3">提出期限</th></tr>
<tr><th>学校
→市町村教委</th><th>市町村教委→
教事</th><th>教事→教育研修課</th></tr>
<tr><td>（様式１）校内研修実施計画書
（様式２）校外研修に係る補充計画書
（様式３）配置校研修研究授業実施計画書</td><td rowspan="2">校長は，市町村教委へ提出　※２</td><td rowspan="2">市町村教委は，教育事務所へ提出　※２</td><td>令和３年
６月２５日（金）</td></tr>
<tr><td>（様式４）校内研修実施報告書
（様式５）校外研修記録カード（写）
（様式６）　校外研修に係る補充実施報告書
（様式７）配置校研修研究授業実施報告書
非常勤講師勤務実績簿（写）※１</td><td>令和４年
３月１５日（火）</td></tr>
</table>

※１非常勤講師勤務実績簿（写）は，備考欄等に，校内研修指導者として勤務した日は「指導」後補充として勤務した日は「補充」，会議に参加した日は「会議」等と内容がわかるように記載すること。

※２市町村教育委員会及び教育事務所への提出期限日は，後日連絡します。

（１）　県立高等学校・特別支援学校

<table>
<tr><th>提出書類 ＼ 提出先</th><th>各学校→教育研修課</th></tr>
<tr><td>（様式８）校内研修指導者の推薦について
（様式９）校内研修指導者個人調書</td><td>令和３年
４月５日（月）</td></tr>
<tr><td>（様式１）校内研修実施計画書
（様式２）校外研修に係る補充計画書
（様式３）配置校研修研究授業実施計画書</td><td>令和３年
５月２１日（金）</td></tr>
<tr><td>（様式４）校内研修実施報告書
（様式５）校外研修記録カード（PDF）
（様式６）　校外研修に係る補充実施報告書
（様式７）配置校研修研究授業実施報告書
非常勤講師勤務実績簿※１（PDF）</td><td>令和４年
３月４日（金）</td></tr>
</table>

※１非常勤講師勤務実績簿（写）は，備考欄等に，校内研修指導者として勤務した日は「指導」後補充として勤務した日は「補充」，会議に参加した日は「会議」等と内容がわかるように記載すること。

※各様式は，デジタルデータで作成し，メールにて提出する。

１１　学校で勤務する者としての心構え

始業式以降，すぐに指導生徒とかかわります。児童生徒の生命と健康を第一に考え，次のようなことに十分気をつけながら職務にあたりましょう。

＜栄養教諭として＞

楽しい給食の時間とするためには，安全，安心でおいしい給食の提供が必須である。

（１）食中毒・異物混入防止

① 学校給食衛生管理基準の遵守を図る。
② 食事環境の整備や基本的な衛生管理を学校全体で行う。
③ 異常を感じたらすぐに対応する。

（２）食物アレルギー事故防止

① 食物アレルギーを有する児童生徒も安全に給食の時間が過ごせるよう学校全体で対応する。
② 誤食・誤配の防止のため，給食調理や作業の単純化等の軽減を工夫する。
③ 保護者との相互理解や情報収集，情報共有などを図る。
④ 食物アレルギーを有する児童生徒の様子の見守りをし，異常を感じたらすぐに対応する。

＜学校生活の中で＞

児童生徒の様子に違和感を感じた際は，速やかに対応・報告等が必要です。

（１）事故（外傷，急病等も含む）発生時の対応

① 応急手当の実施：優先すべきことは，児童生徒等の生命と健康である。
② 管理職への報告：速やかに連絡する。
③ 被害児童生徒等の保護者への連絡：第一報は可能な限り早く連絡する。

（２） いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

① 「いじめはどの子どもにも，どの学校においても起こりえるものであること」，「だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること」を十分に認識する。
② いじめの早期発見と早期対応
児童生徒が発する小さなサインを見逃さないよう日頃から丁寧に児童生徒理解を進め，早期発見に努める。そのためには，表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ，違和感を敏感に感じとる必要がある。

※上記の詳細については，研修の中で学びます。また，周りの教職員からも対応の仕方を学びましょう。